

事 務 連 絡
平成30年6月27日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省社会・援護局保護課長

「生活保護問答集について」の一部改正について

今般、「生活保護問答集について」（平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、平成30年7月1日から適用することとしたので、御了知の上、保護の実施に遺漏のないよう御配慮をお願いします。

新 旧 対 照 表

改正後	現 行
<p>(前略)</p> <p>問 7 - 4 3 [家具什器費における実施機関限りの特別基準設定について]</p> <p>局第 7 の 2 の (6) の <u>ア</u> のなお書きにいう「真にやむを得ない事情」とは、どのような事情が考えられるか。</p> <p>(答) 例えば、災害にあい家具の大部分を失った場合や、長期間入院していた単身者が、退院して新たに自活するに際し全く家具什器を所持していない場合などが考えられる。家具什器費の認定に当たっては地域における低所得世帯の生活実態、当該世帯人員の状況等からみて、最低生活に必要な最小限度の家具什器の程度を的確にとらえるとともに、例えば、罹災世帯であれば消失の程度、他からの援助の有無等を十分調査検討の上取り扱う必要がある。</p> <p>問 7 - 4 4 [<u>暖房器具の購入に要する費用と冷房器具の購入に要する費用の支給の関係</u>]</p> <p><u>局長通知第 7 の 2 の (6) のイの「暖房器具」における FF 式又は煙突式等の暖房器具と、ウの「冷房器具」の併給を認めても差し支えないか。</u></p> <p>(答) <u>お見込みのとおり取り扱って差し支えない。</u></p> <p>(後略)</p>	<p>(前略)</p> <p>問 7 - 4 3 [家具什器費における実施機関限りの特別基準設定について]</p> <p>局第 7 の 2 の (6) のなお書きにいう「真にやむを得ない事情」とは、どのような事情が考えられるか。</p> <p>(答) 例えば、災害にあい家具の大部分を失った場合や、長期間入院していた単身者が、退院して新たに自活するに際し全く家具什器を所持していない場合などが考えられる。家具什器費の認定に当たっては地域における低所得世帯の生活実態、当該世帯人員の状況等からみて、最低生活に必要な最小限度の家具什器の程度を的確にとらえるとともに、例えば、罹災世帯であれば消失の程度、他からの援助の有無等を十分調査検討の上取り扱う必要がある。</p> <p>問 7 - 4 4 [暖房器具の購入に要する費用の範囲]</p> <p>局第 7 の 2 の (6) の「暖房器具の購入に要する費用」には、冷房器具の購入に要する費用を含むのか。</p> <p>(答) 「暖房器具の購入に要する費用」には、暖房用の器具として、暖房機能に加えて冷房機能を有する機器を購入する場合の購入費用を含む。ただし、その場合でも購入費用の上限額は 20,000 円となる。</p> <p>(後略)</p>